

## 保育カウンセラー資格更新について

保育カウンセラー資格の有効期限は5年間と定められており、更新にはいくつかの要件を満たす必要があります。保育カウンセラーへの周囲の期待が高まる中、自身の更なる自己研鑽が必要となるでしょう。資格取得者を対象とした研修会も実施しています。資格をお持ちの方は是非、更新手続きをお勧めいたします。

### 更新方法について

---

資格を更新するためには、有効期限内に所定講座に参加し、更新単位を3単位取得する必要があります。更新要件を満たしている方には、有効期限1ヶ月前を目安に、更新のご案内文書を郵送いたします。転居等で住所が変わった方は事務局までご連絡ください。更新手続き完了後、年度末までに認定証書を送付いたします。新たな有効期限は、更新要件を満たした日付から5年後の年度末までとなります。

所定講座については当連盟ホームページ内、「資格更新のための研修会一覧表」をご参照ください。

#### 更新要件

■更新手数料…3,000 円

■更新必須単位…3単位

・更新に際してレポート課題の提出は不要です。

### 停止期間について

---

有効期限内に更新手続きを行わなかった場合や、取得単位が3単位に満たない場合、保育カウンセラー資格は停止となります。ただし、資格停止期間中に、所定講座を受講し1年度以内に3単位以上取得することで、再登録が可能です。

再登録の要件を満たす方を対象に、更新のご案内を郵送いたします。更新手続き完了後、あらたな認定証書を発行いたします。有効期限は、再登録要件を満たした日付から5年後の年度末までとなります。

所定講座については当連盟ホームページ内、「資格更新のための研修会一覧表」をご参照ください。

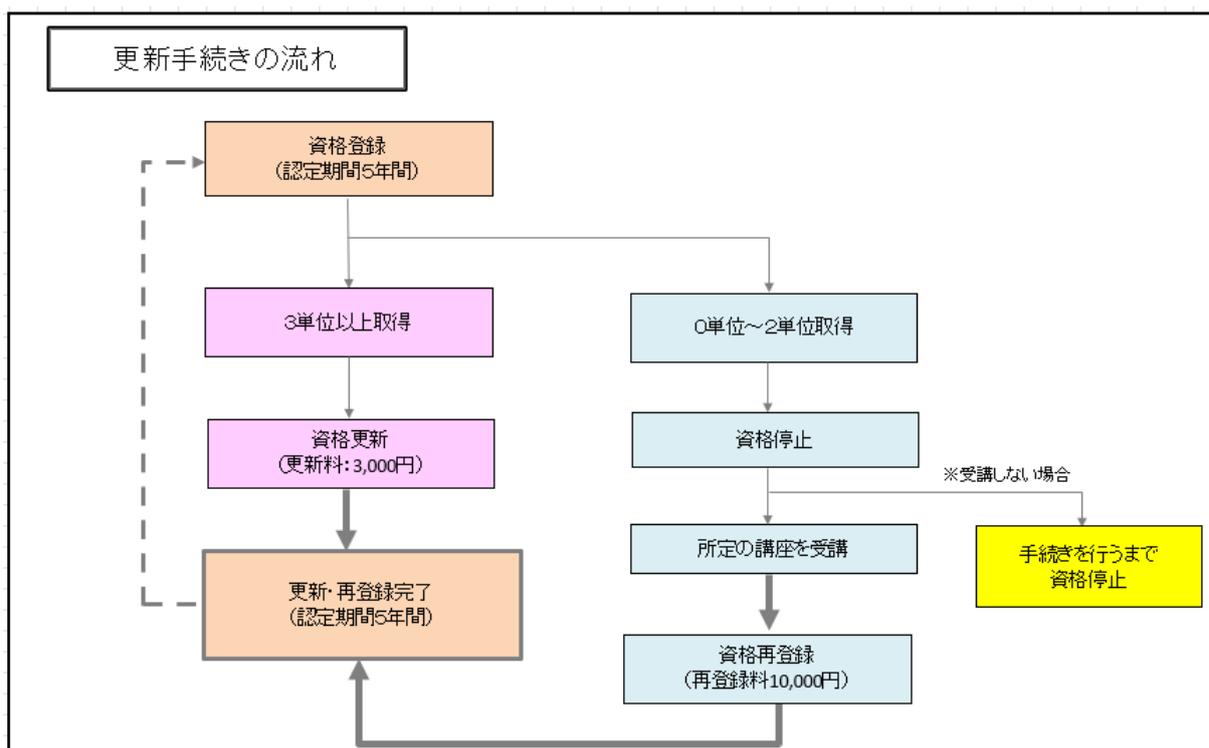
#### 再登録要件

■再登録手数料…10,000 円

■再登録必須単位…3単位

・再登録に際して単位の取得期限は1年度以内となります。期限内の取得単位が3単位に満たない場合、保有単位は消滅します。

・再登録に際してレポート課題の提出は不要です。



### Q&A

Q. 有効期限内の取得単位数が2単位だった場合はどうなりますか？

A. 更新に必要な単位数に達していないため、更新手続きは出来かねます。

所定講座を受講し、1年度以内に3単位以上取得のうえ、再登録手続きを行っていただければ再度、資格を保有することが可能です。

Q. 有効期限内に7単位取得しました。4単位を次の有効期限に繰り越すことはできますか？

A. 取得単位は繰り越すことが出来ません。次回、有効期限内にあらためて所定講座を受講し、3単位以上取得する必要があります。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問合せください。

### 【問い合わせ先】

公益社団法人 全国私立保育連盟 事務局

保育カウンセラー養成講座担当

〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-11-10

TEL: 03-3865-3880 / FAX: 03-3865-3879